

第2次武雄市男女共同参画推進計画

～男女がよきパートナーとして

共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して～

平成25年度～平成29年度

武雄市

はじめに

武雄市は、「男女がよきパートナーとして、ともに築くゆとりと活力ある武雄市」を目指して、これからの男女共同参画社会の形成に向け、『第2次武雄市男女共同参画推進計画』を策定しました。

本計画は、男女が認め合い、支えあい、お互いの個性が尊重され、すべての市民がゆとりと潤いを実感でき、かつ活力のある社会の実現を目指し、市民と行政が一体となって創り上げ、実践するものです。

I 計画の策定にあたって

1 計画の目的

本市は、平成19年6月に『武雄市総合計画』を策定し、幅広い分野にわたり総合的な行政計画を推進しています。本市の男女共同参画社会の形成に向けては、総合計画に基づき、社会情勢の変化や新たな課題への対応が急務です。『第2次武雄市男女共同参画推進計画』は、平成19年度に策定した計画を引き継ぎ、向こう5ヵ年の本市における男女共同参画推進の指針として策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、大きくは次の4つの視点で策定しています。

- (1) 平成19年度に策定した「第1次武雄市男女共同参画推進計画」の内容を引き継ぎつつ、平成23年に実施した「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」等関連する各種調査の結果・分析及び各種施策の進捗状況・事業評価、武雄市男女共同参画推進市民会議からの意見や提言などを踏まえた計画とする。
- (2) この計画は「武雄市DV対策基本計画」と一体的に推進する。
- (3) 『武雄市総合計画』の基本的な考え方に即し、男女共同参画社会の実現に向けた推進の方向性と、幅広い分野にわたる施策を総合的に推進するための計画である。
- (4) 男女共同参画社会基本法、国・県の男女共同参画基本計画との整合を図りつつ、市民と市が一体となった武雄市の男女共同参画社会形成の指針とする。

3 計画の期間

この計画は平成25年度から平成29年度までの5年計画とします。ただし、男女共同参画社会の形成をめぐる社会情勢の変化や国・県の制度の見直しなどを考慮しながら必要に応じ、計画の見直しを行います。

Ⅱ 計画の柱

1 計画目標

男女がよきパートナーとして、ともに築くゆとりと活力ある武雄市をめざして

2 基本理念

武雄市総合計画に掲げる「市民とともに創るパートナーシップのまち」の趣旨に沿って、「人権の尊重」、「男女共同参画」、「男女お互いの能力の発揮と尊重」を基本理念とします。

3 基本方針

- (1) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- (2) 暴力を許さない安心してすごせる環境づくり
- (3) 男女のパートナーシップが輝くまちづくり
- (4) 男女共同参画推進支援体制づくり

4 実施方策

計画目標の達成に向けては、基本方針及び重点施策に掲げる項目に即して、市民と行政一体となった推進体制のもと、具体的な事務事業を定め、実施を図ります。

－実施項目－

「第1次武雄市男女共同参画推進計画」（平成19年度策定）の実施項目から、

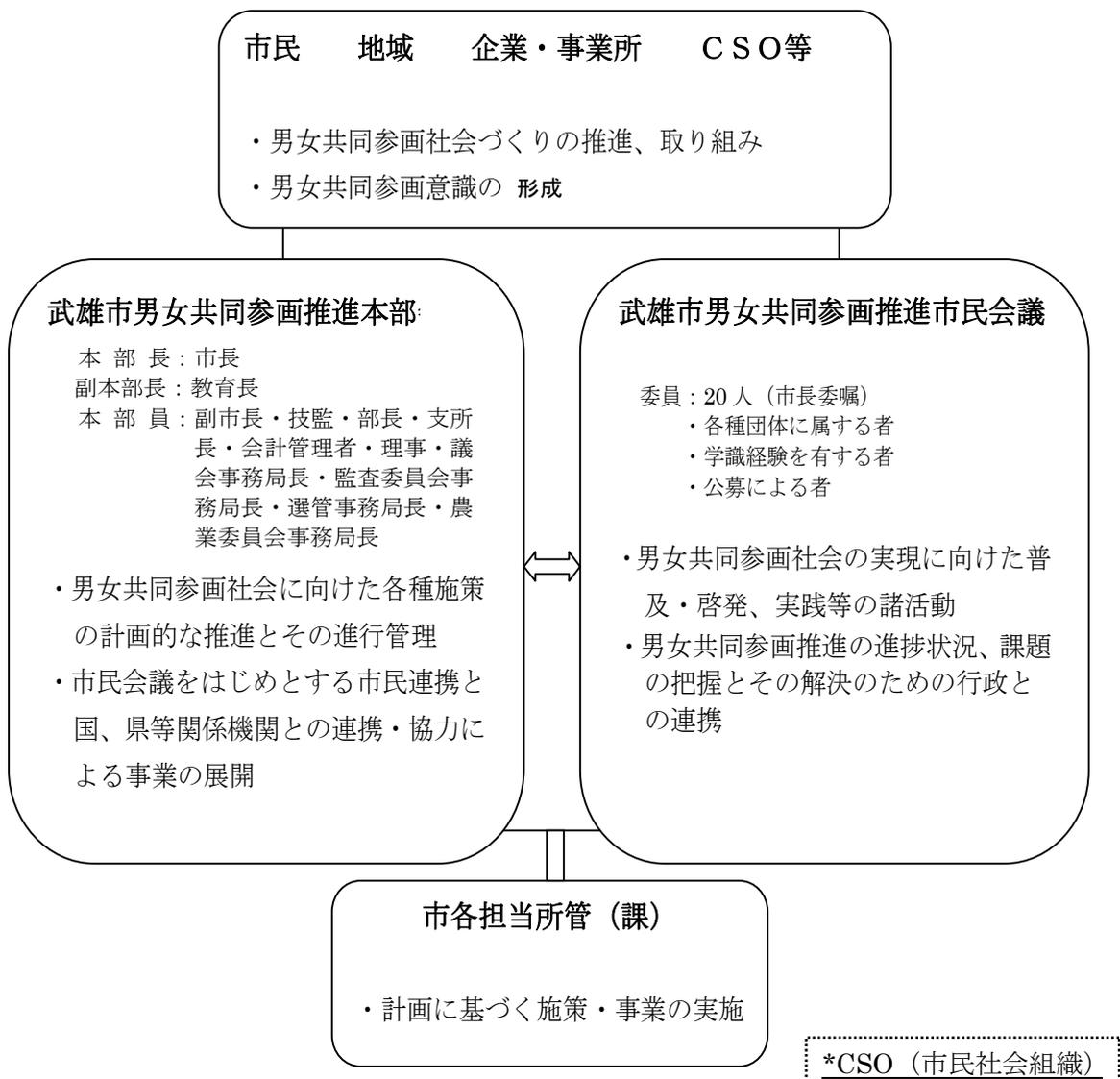
- ・今回新たに計画に挙げる項目について「A」
- ・内容を拡充・具体化する項目について「B」
- ・継続する項目について「C」

として、「種別」欄に掲載しています。

Ⅲ 計画の推進

男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に進めるため、「武雄市男女共同参画推進市民会議」、「武雄市男女共同参画推進本部会議」を設置し、市民・市との連携・協働による推進を図ります。また、計画では可能な限りの数値目標化や具体的な達成目標の設定により、適切な進行管理に努めます。

◎推進体制図



IV 計画の体系

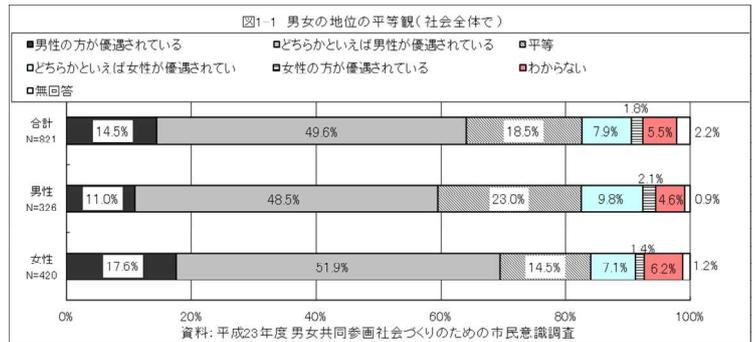
		基本方針	重点施策	施策の基本方向	実施項目	
男女がよきパートナーとして、ともに築くゆとりと活力ある武雄市をめざして	1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり		(施策1) 広報、啓発による意識の形成	人権尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます	① 広報紙、ICT活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施 ② 講演会や出前講座、セミナー等の開催 ③ 男女の人権尊重のための広報啓発と相談体制の充実、連携強化	P6 - P7
			(施策2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実	学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります	① 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供 ② 保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発 ③ 発達段階に応じた、人権尊重、男女の相互理解、家庭生活の大切さ等の啓発 ④ 社会教育における男女共同参画推進	P7 - P9
			(施策3) 男女共同参画に関する情報提供や調査研究	男女共同参画に関する認識を深め、定着が図られるよう、情報提供や調査・研究を行います	① 男女共同参画に関する情報提供 ② 男女共同参画に関する継続的な意識調査の実施・分析、情報の提供 ③ 地域での男女共同参画に関する継続的な実態調査の実施、情報の提供	P10
	2. 暴力を許さない安心してすごせる環境づくり		(施策4) 暴力の根絶と相談体制の整備「武雄市DV対策基本計画」	あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます	① DV防止に関する啓発活動の実施 ② セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止にむけた広報・啓発 ③ デートDV防止に関する教育・啓発の推進 ④ 相談体制の充実と被害者に対する支援 ⑤ 支援者を対象とした研修の実施	P11 - P13
			(施策5) 男女共同参画の視点にたったことと身体の健康づくり	男女共同参画の視点にたった生涯にわたることと身体の健康づくりを推進します	① ライフステージに応じた健康指導の実施 ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習と意識啓発 ③ 支援体制(健康相談窓口)の整備	P14 - P15
	3. 男女のパートナーシップが輝くまちづくり		(施策6) 政策・方針決定の場への女性参画	あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます	① 審議会・協議会等における女性委員の登用 ② 職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進 ③ 政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発	P16 - P17
			(施策7) 仕事と家庭、地域生活の両立支援	男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します	① 家事・育児・介護における支援制度の周知 ② 事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知 ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減 ④ 男性への育児休業制度・介護休業制度の周知 ⑤ 介護や介護者への支援と男女共同参画の推進	P17 - P18
			(施策8) 地域活動における男女共同参画の推進	男女が地域活動に積極的に参画できるよう条件を整備し、男女共同参画を推進するグループや人材の育成に努めます	① 地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成 ② 男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援 ③ 地域防災や環境分野における男女共同参画推進 ④ 連携・協働によるユニバーサルデザインの推進	P18 - P20
			(施策9) 企業や個人事業所における男女共同参画の推進	企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます	① 企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供 ② 再就職・スキルアップのための情報提供・支援 ③ 農家の家族経営協定締結の推進 ④ 女性の起業、経営への参画促進支援	P20 - P21
			(施策10) 少子高齢社会の進展に対する体制の充実	子どもを産み育む支援体制の充実と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります	① 妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発 ② 育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート ③ 子どもの虐待への対応システム充実 ④ 高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援	P21 - P22
男女共同参画推進支援体制づくり		(実施方針1) 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進	市民、企業、諸団体と行政との連携・協働化の推進	① 男女共同参画推進市民会議の設置 ② 諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催 ③ 市役所における率先垂範	P23	
		(実施方針2) 総合的な男女共同参画行政の推進	総合的な男女共同参画行政の推進	① 男女共同参画施策の推進 ② 職員の意識向上のための学習機会の提供 ③ 男女共同参画推進体制の機能強化 ④ 市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進 ⑤ 情報発信の機能強化や活動基盤の整備	P24	

基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

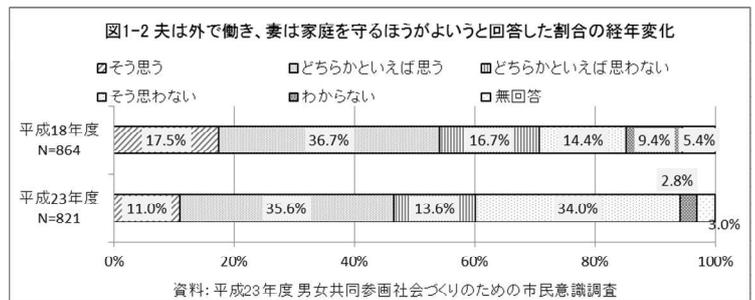
(施策1) 広報、啓発による意識の形成

現状

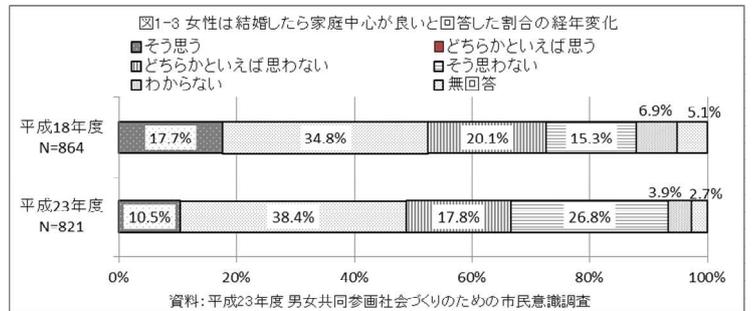
○男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現のため、様々な取り組みを行っていますが、男女の地位の平等に関する意識では、男女間で大きな差がみられます。(図1-1)



○固定的性別役割分担意識については、変化が見られ、女性の社会進出への抵抗感が弱まっているなど、男女共同参画意識は確実に向上しています。(図1-2)



○「男らしさ、女らしさ」、「男は仕事、女は家庭」といった*ジェンダー(社会的・文化的性別)に基づく偏見や固定的性別役割分担意識は、職場、家庭、地域において減少傾向にあるものの残されています。(図1-3)



課題

○社会的に作られた*固定的性別役割分担意識や社会慣習、慣行の見直しを図り、男女平等や人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動の積極的な展開が必要です。

施策の基本方向

人権尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます

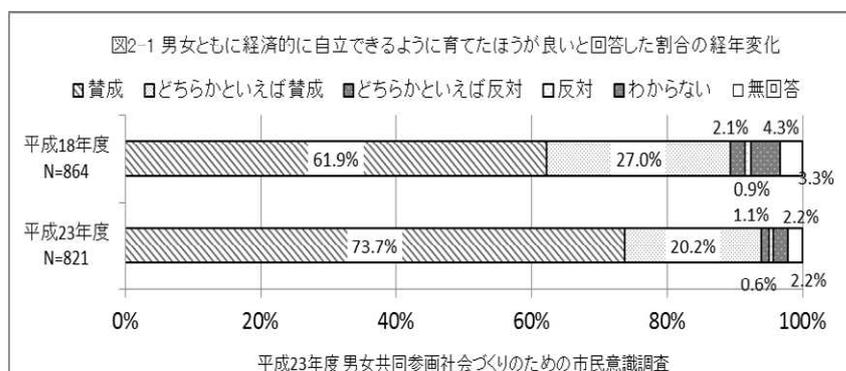
実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① 広報紙、ICT利活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施	・市報や*ICT（情報通信技術）等を通じた情報提供	B	男女参画課 フェイスブック・シティ課
	・*CATV（ケーブルテレビ）による学習講座・講演会の放映	C	男女参画課
	・性別による固定的な役割分担意識にとられない広報や公文書等の表現	C	各課
② 講演会や出前講座、セミナー等の開催	・男女共同参画啓発イベントの開催	C	男女参画課
	・各町単位での学習講座の企画開催	C	文化・学習課
	・出前講座の開催	C	文化・学習課 男女参画課
	・女性の*エンパワーメント（自身の知識や能力により様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくこと）を目的としたセミナー等の開催	A	男女参画課
	・男女共同参画の理解を深める講演会等の開催	B	男女参画課
③ 男女の人権尊重のための広報啓発と相談体制の充実、連携強化	・男女の人権尊重の広報	C	総務課
	・人権フェスタの開催	B	文化・学習課
	・相談体制の充実	B	男女参画課

地域
CSO

(施策2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実

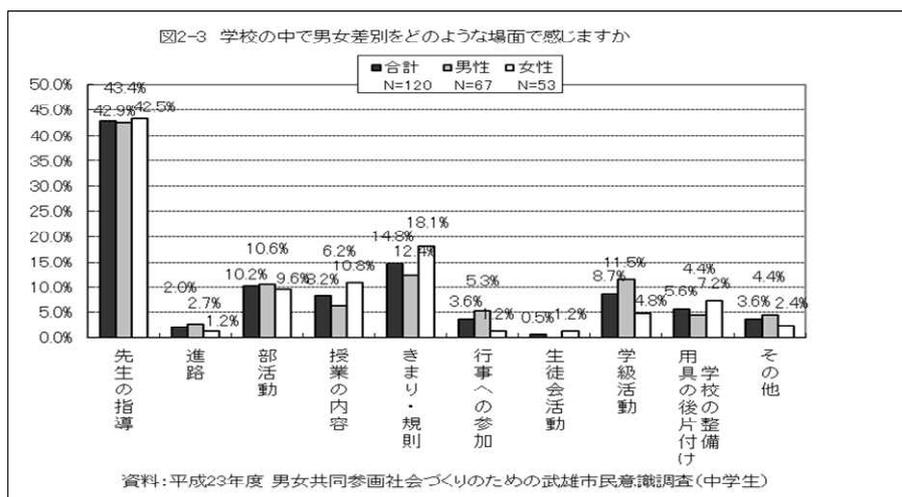
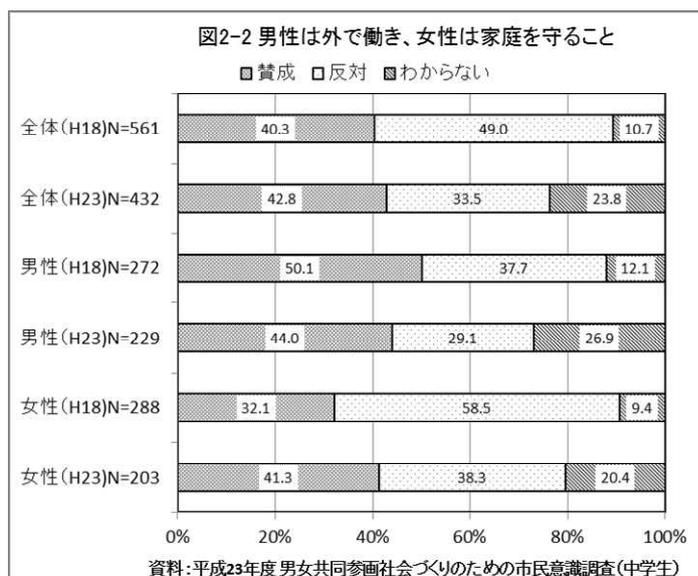
現 状

○将来を担う子ども達には、性別にとられず、個性や能力を伸ばす教育環境や家庭環境が大切です。市民意識調査の子どもに関する調査においても、「男女ともに同等に経済的に自立できるように育てたほうが良い」「男女共に生活に必要な技術を身につけさせることが必要」との考えが前回調査に比べ高くなっています。(図2-1)



○中学校3年生を対象とした市民意識調査では、この5年間で固定的性別役割分担意識について賛成が反対を上回りました。特に女性の賛成が増加しています。(図2-2)

○市民意識調査の中で比較的平等感が高い「学校生活」ですが、これまでの生活の中で無意識のうちに刷り込まれたジェンダー意識が、この5年間で少なくなってきたものの、引き続き高い数値となっています。学校生活の中で男女間の差別を感じる時は「先生の指導の時」という回答が突出して高くなっています。(図2-3)



課題

○子ども達への男女共同参画を含めた人権尊重意識について、家庭、学校、地域社会での教育や学習の場をつくとともに、社会情勢の変化を踏まえ、各々の自主的な取り組みの機会と合せて、男女共同参画の視点をもった事業を実施するなど幅広く総合的な意識啓発が必要です。

○実践的な事柄も含めて見直し、子ども達の成長過程に影響を与える保護者や教育に携わる者、地域の大人への男女共同参画への理解を深めることも必要不可欠です。

○地域社会や慣習・しきたりに関しては、男女による不平等感が最も強く現れている部分であり、社会教育における男女共同参画学習が大変重要な位置を占めることとなります。

施策の基本方向

学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供	・男女共同参画に関する授業の実施	B	学校教育課
	・人権週間を活用した教育	B	学校教育課
	・男女共同参画の視点を基盤とした教育	C	未来課
	・*キャリア教育の推進	B	学校教育課
② 保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発	・教職員研修（*セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、*パワーハラスメント（職権を背景にした人格と尊厳を侵害する言動）、人権同和教育）の実施	C	学校教育課
	・保護者を対象とした男女共同参画や*デートDV（交際相手からの暴力）への認識を深めるための出前講座、講演会等の実施	A	男女参画課
③ 発達段階に応じた人権尊重、男女の相互理解、家庭生活の大切さ等の啓発	・両親学級の開催	C	未来課
	・食育推進計画の改定・事業推進	C	食育課
④ 社会教育における男女共同参画推進	・出前講座の開催	B	文化・学習課 男女参画課
	・男性のための家庭教育講座	C	文化・学習課
	・人権問題学習会の実施	C	文化・学習課
	・女性団体活動支援	C	男女参画課

学校
幼稚園
保育所

地域
CSO

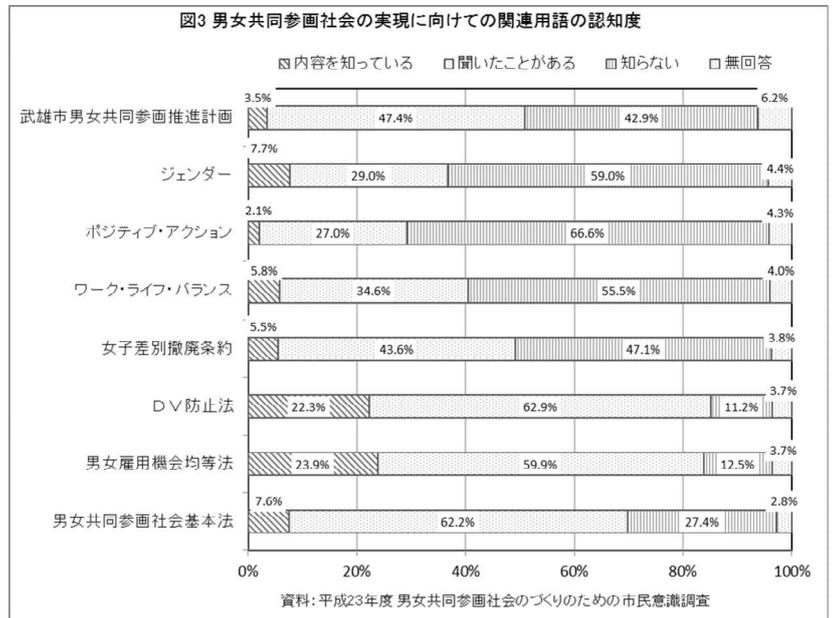
(施策3) 男女共同参画に関する情報提供や調査研究

現状

○男女共同参画に関わる「ことば」は、浸透が図られていますが、項目によって認知度に差があります。(図3)

課題

○年々変化する世界や国、県の情勢、動向等について把握するとともに、市民意識や実態についての調査実施や男女共同参画意識を養うための情報提供が必要です。



施策の基本方向

男女共同参画に関する認識を深め、定着が図られるよう、情報提供や調査・研究を行います

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① 男女共同参画に関する情報提供	・市報やICT、CATV等を通じた情報提供	B	男女参画課 フェイスブック ・シティ課
	・男女共同参画週間(6/23~29)期間中の広報啓発	C	男女参画課 CSO
	・マスメディアの表現について適正な判断能力をつける施策の実施	C	各課
② 男女共同参画に関する継続的な意識調査の実施・分析、情報の提供	・男女共同参画意識調査の実施、分析、結果の公表、情報の提供	C	男女参画課
	・人権・同和教育と男女共同参画啓発の取り組み	C	文化・学習課
③ 地域での男女共同参画に関する継続的な実態調査の実施、情報の提供	・地域での男女共同参画実態調査の実施・分析、結果の公表、情報の提供	C	男女参画課 地域CSO
	・定住ワークショップ等の開催	C	市民協働課

基本方針 2 暴力を許さない安心してすごせる環境づくり

(施策 4) 暴力の根絶と相談体制の整備～「武雄市DV対策基本計画」

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力、セクシャル・ハラスメントなどあらゆる暴力は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。*ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力(以下DV))については、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差など性別に由来する構造的な問題が存在します。DVに関しては、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下DV防止法)が施行され、従来は家庭や個人の問題として取り扱われていたものから、ジェンダーに由来する構造的な問題であるという認識にたった施策が進められてきました。

平成 19 年 7 月の「DV防止法」改正により、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されたことに伴い、本市においてもDV根絶に向けた総合的な施策を進めていくため「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、「武雄市DV対策基本計画」を「第 2 次武雄市男女共同参画推進計画」の基本方針 2 (施策 4)「暴力の根絶と相談体制の整備」に含める形で策定することとします。

計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく基本計画であり、DV対策の基本方向と施策の方向を示すものです。

また、DV防止法第 2 条の 2 第 1 項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第 2 条の 3 第 1 項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。

計画期間

「第 2 次武雄市男女共同参画推進計画」と同様、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。ただし、DV防止法や基本方針が改正されるなどにより、この計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

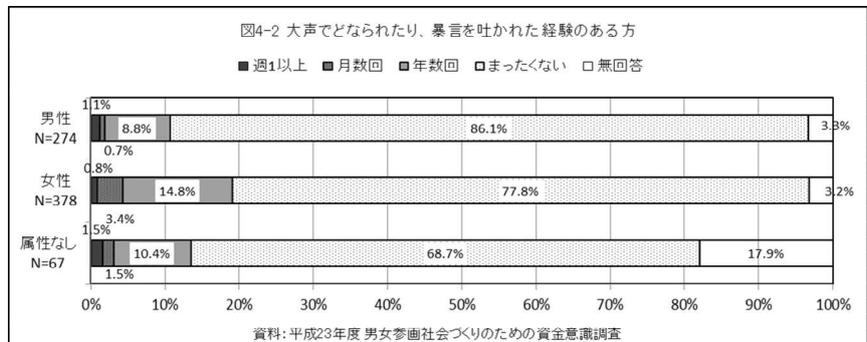
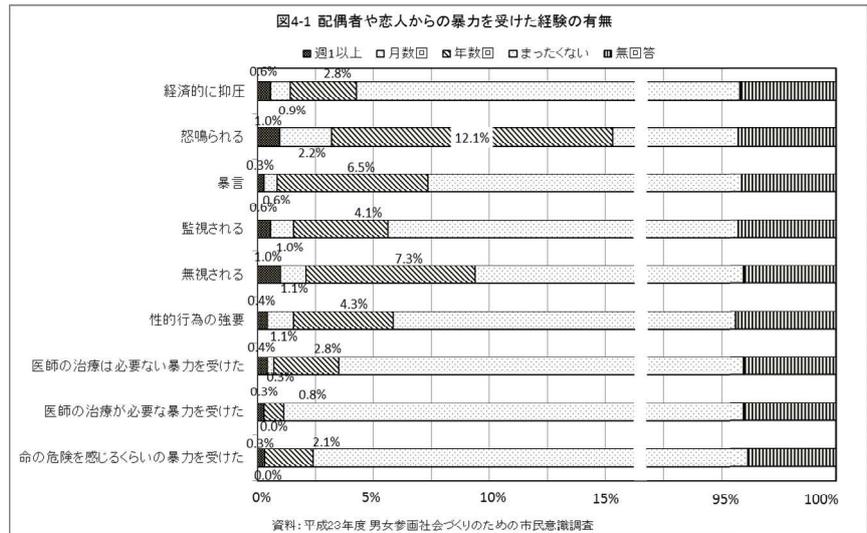
用語の定義

この計画において、DVの用語の定義は、配偶者からの暴力をいい、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。

また、DV防止法とは平成20年1月に施行された改正後の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）」をいいます。

現状

○「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」（平成23年度）において、配偶者や恋人からの暴力を受けた経験については、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力、全ての項目において「経験がある」という回答がみられました。（図4-1）
いずれの項目においても、男性より女性の被害者が多く、特に「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」はパートナーがいる2割弱の女性が被害者となっています。（図4-2）



○「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた」との回答もあるなど深刻な事態が浮き彫りとなりました。（図4-1）

○本市においては、平成21年4月に「武雄市女性総合相談」を設置し、相談窓口を明確にすることで相談の*ワンストップ化（窓口一元化）、関係部署間の連携を図り、支援体制が整いつつあります。また、平成22年9月には「武雄市DV防止対策協議会」を設置し、関係機関との連携により、DV被害者の支援体制の強化を進めています。

課 題

- 市民意識調査の結果、DV 被害者で相談した人は 32.6%、その中でも公的相談所を訪ねた人は 22%で公的相談窓口へ繋がっているケースは少なく、本市としても引き続きDV防止の積極的な広報啓発、若年層に対する予防啓発を進めていく必要があります。
- 基本方針1「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」の基盤整備を進めるとともに、地域やCSO、学校、企業・事業所の自主的な取り組みの機会と合せて男女共同参画の視点をもった事業を実施するなど幅広く総合的なDV防止の意識づくりが必要です。

施策の基本方向

あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます

◇事務・事業計画

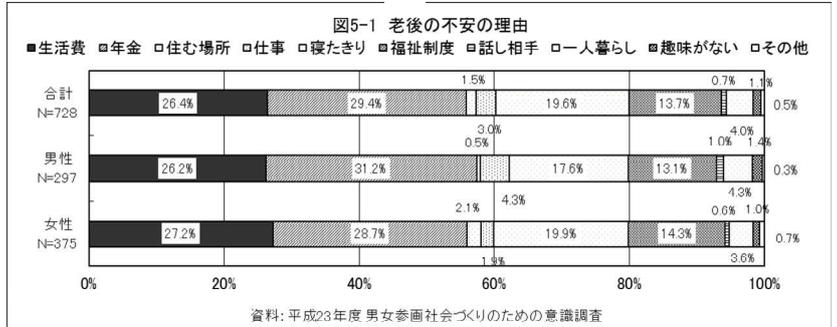
A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① DV防止に関する啓発活動の実施	・広報紙等を活用した広報・啓発の実施	C	男女参画課 フェイスブック・シティ課 関係機関 CSO
	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）の事業連携	C	男女参画課
② セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止にむけた広報・啓発	・職場、地域等におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の防止にむけた広報・啓発	C	各課 関係機関
	・関係機関と連携した救済、被害者に対しての相談機関等の情報提供	C	各課
③ デートDV防止に関する教育・啓発の推進	・民間団体との連携による教育現場や地域社会、家庭におけるデートDV防止に関する研修、出前講座等の実施	A	男女参画課 学校教育課 地域 関係機関 学校
	・デートDV防止のための広報・啓発	A	各課 CSO
④ 相談体制の充実と被害者に対する支援	・「女性総合相談窓口」の充実	B	男女参画課
	・相談体制のワンストップ化	B	関係課 関係機関
	・庁内連携会議の開催	B	男女参画課 関係課
	・DV防止対策協議会の開催	B	男女参画課 関係機関
⑤ 支援者を対象とした研修の実施	・被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	C	各課
	・被害者に対する2次被害を防ぎ、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとるための研修の実施	A	男女参画課 総務課
	・支援関係機関・団体との連携強化	B	各課 関係機関・CSO

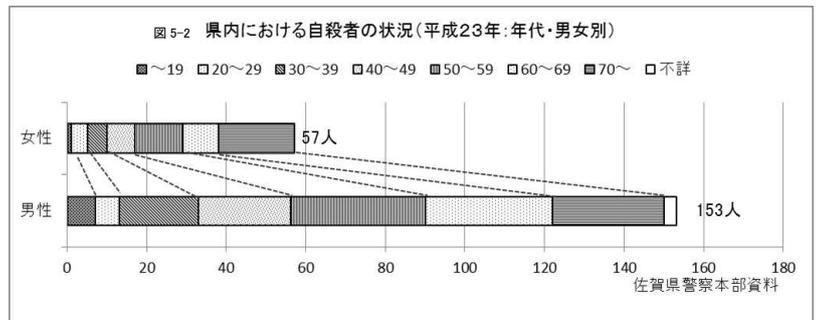
(施策5) 男女共同参画の視点にたったところと身体健康づくり

現状

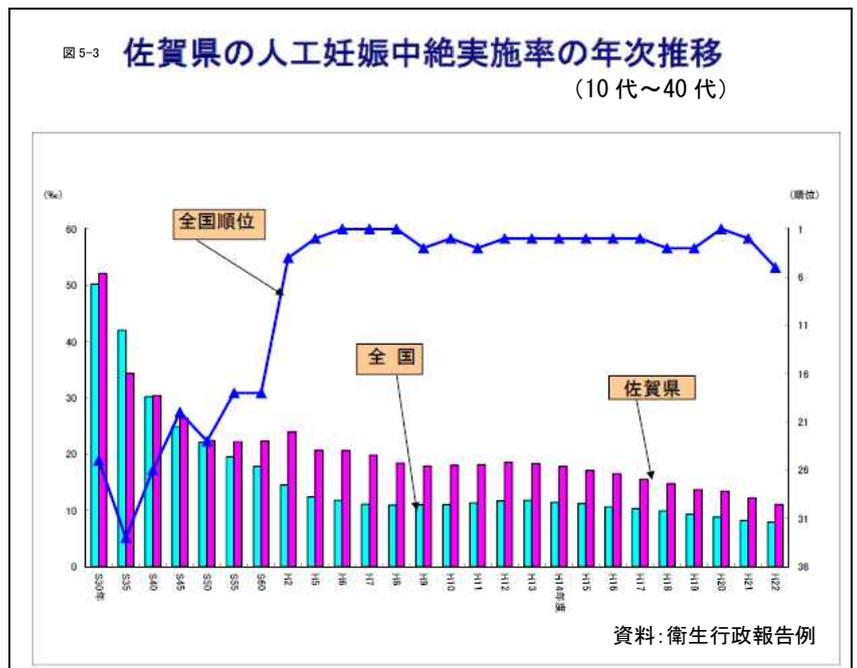
○市民意識調査において、回答者の約9割の人が老後の生活についての不安を抱えているという回答がありました。理由は、年金・生活費など経済的不安を選択した割合が多く、続いて、寝たきり、福祉制度に対する不安が続いています。(図5-1)



○佐賀県における自殺者の数は、平成11年以降、毎年200人以上で推移しており、人口10万人あたりの自殺者数は全国平均を上回っています。男性に自殺者が多く、特に30代男性は同年代女性の4倍にあたります。(図5-2)



○佐賀県の10代の人工妊娠中絶実施率の年次推移は、平成18年度はワースト1位、平成22年度はワースト7位、10代~40代の人工妊娠中絶率も、平成22年度はワースト5位と全国的に高い状況が続いています。(図5-3)



課題

- 少子高齢社会を支える基盤づくりのひとつは男女共同参画の視点をもった健康・福祉への取り組みであり、性別に関わりなく全ての人個人として尊重され、心身共に健康でイキイキと活動できるよう、生涯を通じたところと身体健康づくりが必要とされています。
- 男性の高い自殺率や望まない妊娠による人工妊娠中絶など看過できない問題の一因として「男らしさ、女らしさ」、「男は仕事、女は家庭」といったジェンダーに基づく偏見や重圧、固定的性別役割分担意識が考えられます。
- 「*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」概念の理解と浸透、男女の性の身体的特徴への理解、妊娠出産の可能性を有する女性への配慮など多様なライフスタイル・ライフステージに応じた心身の健康に関する適切な知識・情報を得られる環境づくりが必要です。

施策の基本方向

男女共同参画の視点にたった生涯にわたるところと身体健康づくりを推進します

◇ 事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

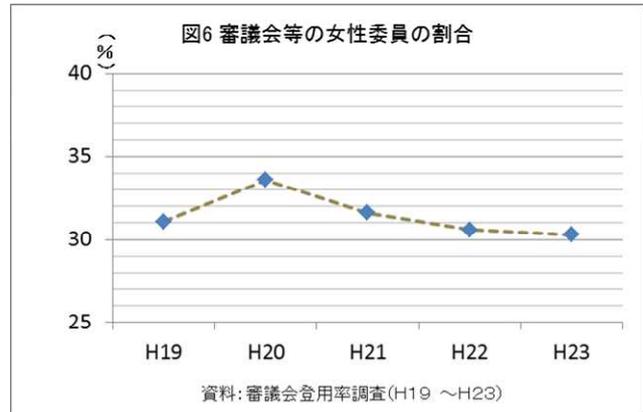
実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① ライフステージに応じた健康指導の実施	・「武雄市がばいたっしゅかプラン 21」に沿った事業実施	C	健康課 未来課 関係機関
	・総合型地域スポーツクラブ自立支援事業の実施	B	文化・学習課 CSO
② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習と意識啓発	・広報紙や出前講座等を活用した学習や啓発	C	男女参画課 フェイスブック・シティ課
	・性に関する教育・学習機会の充実	B	健康課 未来課 学校教育課 関係機関 学校
③ 支援体制（健康相談窓口）の整備	・スクールカウンセラーによる教育相談の実施	C	学校教育課 幼稚園 保育所
	・児童生徒への相談体制の整備	C	学校教育課
	・保健師等による相談事業の実施	C	健康課
	・「武雄市相談支援センター」での障がいを持つ方への相談事業の実施	C	福祉課 関係機関

基本方針3 男女のパートナーシップが輝くまちづくり

(施策6) 政策・方針決定の場への女性参画

現 状

○男女が共に社会の対等な構成員として活躍することができる豊かな社会を築いていくためには、施策や方針の立案、決定といった社会的な意思決定過程において女性の参加拡大が重要となります。武雄市の審議会や協議会に占める女性委員の割合は、平成23年度30.3%と、平成20年度をピークに漸減傾向にあります。(図6) また、市議会女性議員7.6%(2名/26名中)、農業委員会女性委員5.4%(2名/37名中)(平成25年3月末現在)となっています。



○「企業における男女共同参画実態調査」(平成23年度)によると、企業や民間団体などにおいても、管理職等に占める女性の割合14.0%と低い状況にあります。

課 題

- 女性を積極的に登用するためには、女性の参画意欲・意識を高めること、また、女性が能力を発揮できる環境の整備や能力開発の支援が求められます。
- 各職場において、社員・職員の研修や女性の職域を拡大させるなど、人材の育成と活用を図り、男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

施策の基本方向

あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

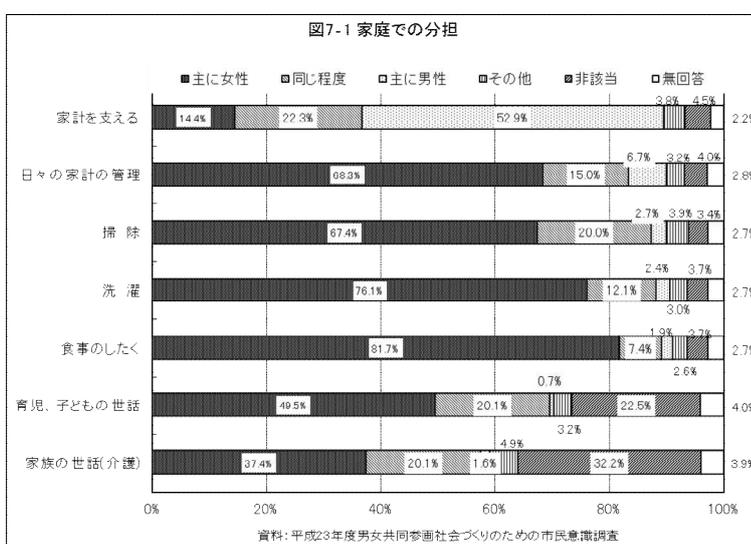
実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① 審議会・協議会等における女性委員の登用	・全庁的な登用計画の作成と年度毎の報告	B	各課
	・審議会等委員の女性参画促進に関する事前協議書による推進状況の管理、促進	B	男女参画課

② 職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	・法制度の啓発パンフレット等配布	C	商工流通課	企業・事業所 団体
	・企業・団体等への参画意識啓発	C	男女参画課	
③ 政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発	・議会情報の提供や傍聴の機会提供	C	男女参画課	地域 CSO
	・女性のエンパワーメントを目的としたセミナーの開催	A	男女参画課	

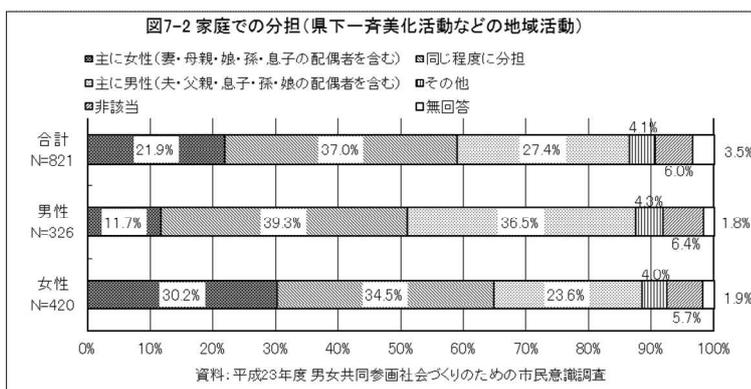
(施策7) 仕事と家庭、地域生活の両立支援

現状

○人間形成の基礎を育む家庭の中で、家事・育児・介護など男女を問わず家族全員で分担することは、男女共同参画意識を育てる上で重要なことです。しかし、女性は家庭生活の中で、家事・育児・介護など家庭内のどの項目にもかかわっているのに対して、男性がかかわる度合いは内容によって異なります。(図7-1)



○家庭と仕事、地域では共働き率がこの5年間で11.7ポイント上昇し6割を超えています。(図9-1) また、地域活動においても全体の37%の男女が同じ程度に分担していると回答しているものの、女性の30.2%が主に女性と回答するなど男女間での意識の差がみられます。(図7-2)



課題

○市民意識調査によると「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいという希望に対して、現実には「仕事」を優先している割合が高くなっています。また、男性の育児休業取得は進んでおらず、取りにくい環境を理由とする割合が増えています。*ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図るとともに、企業・事業所への理解を求め、連携による環境づくりが必要です。

施策の基本方向

男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先	
① 家事・育児・介護における支援制度の周知	・地域・団体・企業の学習会、出前講座開催	C	男女参画課 未来課 健康課	地域
② 事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知	・地域・団体・企業へのパンフレット配布による支援制度の周知	C	商工流通課	団体 企業・事業所
	・ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発情報提供	B	男女参画課	
③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減	・延長保育の実施	C	未来課	保育所
	・一時保育の実施	C	未来課	
	・病後児保育の実施	C	未来課	
④ 男性への育児休業制度・介護休業制度の周知	・育児休業制度、介護休業制度の周知	C	男女参画課 商工流通課	企業・事業所
⑤ 介護や介護者への支援と男女共同参画の推進	・男性の介護教室等の実施と意識啓発	C	健康課	事業所
	・在宅での介護に対する支援	C	健康課	
	・在宅介護支援センター充実支援	C	健康課	
	・介護のつどいにおける介護者の健康相談	C	健康課	

(施策 8) 地域活動における男女共同参画の推進

現 状

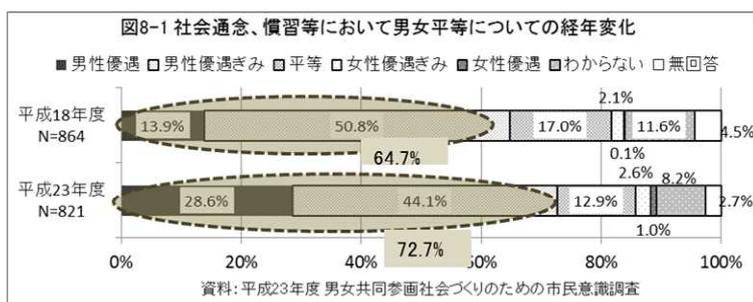
○毎年、全地区（107行政区）を対象に「地域での男女共同参画実態調査」を実施しています。調査結果によると男女ともに地域活動に参加しているものの、区役（協同作業）出不足金の男女差が残る地域もあり、区の役職等意思決定の場はほとんどが男性で占められているのが現状です。（表 8）

表8 地域の役職について（平成24年度）

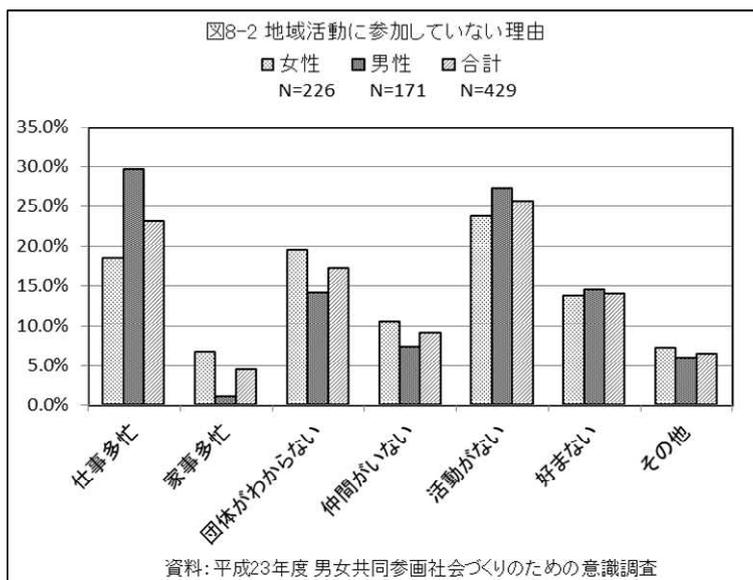
役 職 名	性 別			
	男性	女性	男性	女性
区 長(107行政区)	106	1	女性	0
自治公民館長	133	0	女性	0
副区長・区長代理	87	1	女性	1
会 計	96	4	女性	4

平成24年度 地域での男女共同参画実態調査

○市民意識調査では「社会通念、慣習、しきたり」で男性が優遇されていると感じる人の割合がこの5年間で増加しており7割を超えています。(図8-1)



○市民意識調査によると「地域活動に参加していない人」の参加していない理由として「特にしたいと思う活動がない」「仕事が忙しく両立が難しい」が多く挙げられています。(図8-2)



課題

○地域での役職等意思決定の場への女性の参画は低く、女性自身の参画意欲・意識、地域や組織全体の理解と支援体制づくりが課題です。

施策の基本方向

男女が地域活動に積極的に参画できるよう条件を整備し、男女共同参画を推進するグループや人材の育成に努めます

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
①地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成	・地域での男女共同参画実態調査の実施・分析、結果の公表、情報の提供	C	男女参画課 地域
	・各町コミュニティプランの推進	C	文化・学習課 公民館 CSO
②男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援	・CSOの活動支援	B	市民協働課 CSO
	・男女共同参画事業の共同開催	B	男女参画課 CSO
③地域防災や環境分野における男女共同参画推進	・女性消防団員による防火・防災啓発活動の充実	B	総務課 地域
	・男女共同参画による地域防災体制づくり	C	総務課 CSO
	・環境全般の取り組み(美化活動等)への参画推進	C	環境課 CSO

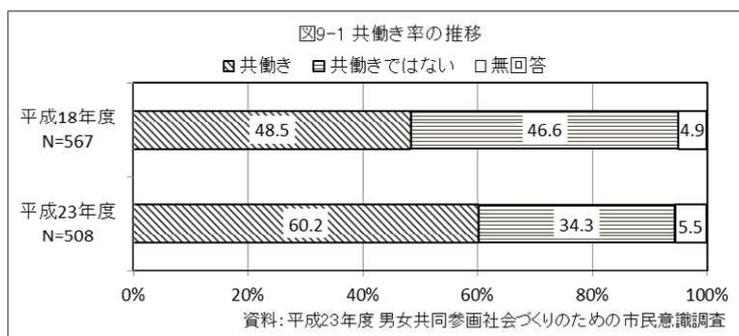
④ 連携・協働による*ユニバーサルデザイン (すべての人が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方)の推進	・多様な人が自らの意思で社会参画し、自立できる公共空間でのユニバーサルデザインの推進	C	各課	CSO
	・国際交流・多文化共生の推進	C	企画課	
	・在住外国人への情報提供	C	企画課	

(施策9) 企業や個人事業所における男女共同参画の推進

現 状

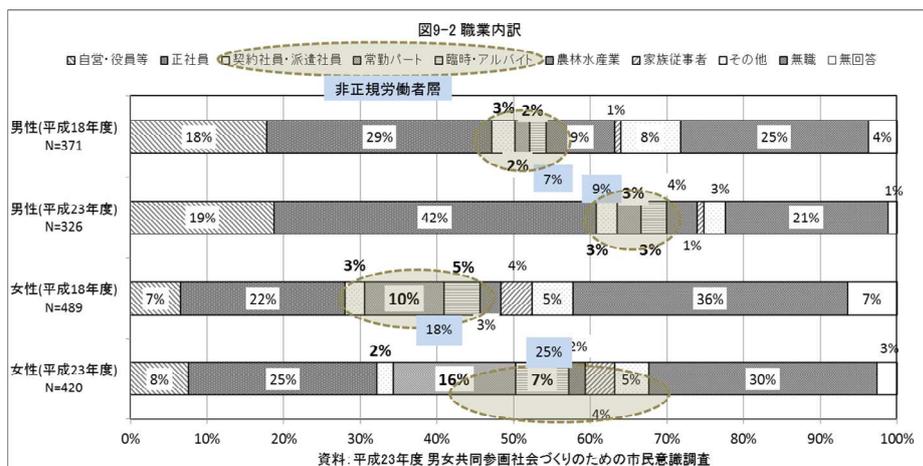
○市民意識調査によると、共働き世帯がこの5年間で11.7ポイント上昇するなど近年、働き続ける女性は増えてきています。

(図9-1)



○就業の実体をみると、非正規雇用労働者が増加しており、特に女性にその傾向が顕著に現れています。このことは、平均賃金の格差など、男女の格差を生じる原因の一つでもあります。

(図9-2)



○武雄市の主要産業である農業の分野において、女性は生産の担い手として、農産加工への取り組みなどの重要な役割を果たしています。

課 題

○家事・育児・介護などのためにやむなく退職せざるをえない状況を解消するため、実態の把握と様々な制度等の情報提供が必要です。

施策の基本方向

企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
①企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供	・企業等の男女共同参画に関する実態調査の実施、結果の公表	C	男女参画課
	・事業所等における先進事例の紹介	A	男女参画課
	・雇用機会均等法等に基づく労働条件確立の啓発	C	商工流通課
	・法制度の啓発パンフレット等配布	C	商工流通課
②再就職・スキルアップのための情報提供・支援	・法制度の啓発パンフレット等配布	C	男女参画課
	・広報誌やICT等を活用した情報提供・啓発事業実施	A	商工流通課
③農家の家族経営協定締結の推進	・関係機関と連携した家族経営協定の推進	C	農業委員会
④女性の起業、経営への参画促進支援	・関係機関と連携した農産加工・販売グループ等の支援	C	商工流通課
	・関係機関と連携した起業の支援	C	商工流通課
	・農業関連団体の役員や農業委員等、方針決定の場への女性参画推進	C	農林課 男女参画課

関係機関
企業・事業所

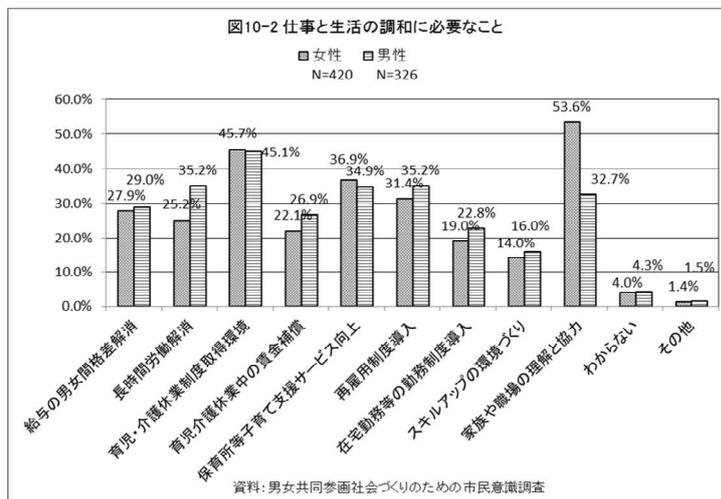
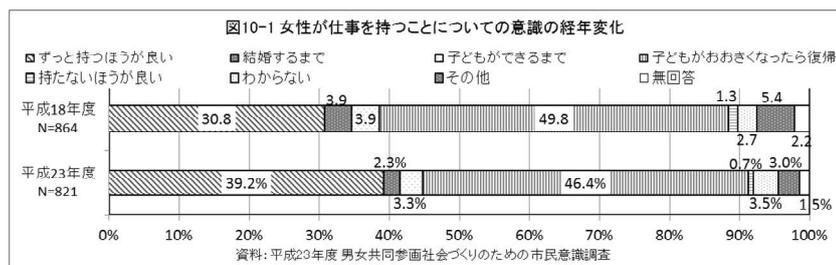
関係機関

(施策 10) 少子高齢社会の進展に対する体制の充実

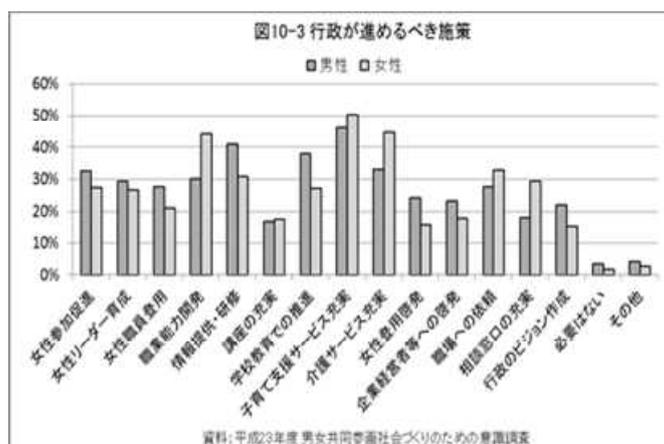
現 状

○急速に進む少子高齢化の進行に歯止めをかけるため、育児・介護休業の制度化や、次世代育成支援対策推進法の制定など、子育てや介護を支える環境が整備されつつあります。

○市民意識調査によると、仕事と生活の調和を実現していくために必要な条件として、「女性が働くことへの家族や職場の理解と協力」、「育児・介護休業が取得できる環境づくり」が多く挙げられています。(図 10-1、図 10-2)



○行政が進めるべき施策として、子育てや介護支援サービスの充実や職業能力開発等に対する意向が高くなっています。(図10-3)



課題

○法・制度の整備と併せて、男女共同参画意識の醸成を図り、実際に活用できる環境づくりが必要です。

施策の基本方向

子どもを産み育む支援体制の充実と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	所管課・協働先
① 妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発	・保健師等による指導や相談、情報の提供	C	未来課
	・両親学級の開催	C	未来課
	・乳幼児保育の学習実施（体験学習）	C	未来課
	・外部講師を招いての性教育の実施	B	学校教育課
	・男の料理教室の開催	C	食育課
	・子ども、独身者への家事共同意識啓発のための食育教室の開催	B	食育課
② 育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート	・放課後児童クラブの実施	C	未来課
	・子育て支援事業の充実	C	未来課
	・*ファミリーサポート事業（登録制の子育て応援事業）	C	未来課
	・出生届時の保健指導	C	未来課
	・赤ちゃん訪問における保健指導	C	未来課
	・訪問型家庭教育支援事業	C	未来課
	・虐待の早期対応と予防対策事業	C	支援課
	・家庭児童相談員の配置	C	支援課
③ 子どもの虐待への対応システム充実	・要保護児童対策協議会の事業実施	C	支援課
	・家庭児童相談員の配置	C	支援課
④ 高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援	・高齢者、障がいを持つ人の健康と生きがいづくり	C	健康課、福祉課
	・市民大学の実施	C	文化・学習課

男女共同参画推進支援体制づくり

実施方針1 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進

実施項目	事業の概要	種別	所管課
① 男女共同参画推進市民会議の設置	・男女共同参画推進市民会議の設置と連携による推進	C	男女参画課
② 諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催	・市内企業や団体代表者との推進連絡会議の開催	C	商工流通課 男女参画課
	・民間団体との連携強化	B	男女参画課
	・国・県・近隣自治体、関係機関との連携、情報交換	B	男女参画課
③ 市役所における率先垂範	・市役所における男女共同参画の意識づくり	C	男女参画課

実施方針2 総合的な男女共同参画行政の推進

実施項目	事業の概要	種別	所管課
① 男女共同参画施策の推進	・男女共同参画推進計画に基づいた施策、事業の進捗状況管理、点検、公表	B	男女参画課
	・男女共同参画社会づくりにむけた条例等の検討	A	男女参画課
② 職員の意識向上のための学習機会の提供	・職員の意識調査実施	C	男女参画課
	・全職員対象の学習会の開催	C	総務課
③ 男女共同参画推進体制の機能強化	・行政の全庁的な連携	C	各課
	・男女共同参画推進本部会議、男女共同参画推進部会、幹事会の開催	C	男女参画課
	・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	C	男女参画課
④ 市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進	・女性職員の職域拡大	C	総務課
	・女性職員の管理職登用	C	総務課
⑤ 情報受発信の機能強化や活動基盤の整備	・男女共同参画に関する情報の受発信	C	男女参画課 フェイスブック・ シティ課
	・男女共同参画活動基盤の整備	C	男女参画課 各課

計画の基本指標

1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

	指 標	実績値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
1	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	18.5%	50.0%
2	社会通念・慣習・しきたりでの男女の地位が平等となっていると思う人の割合	12.9%	50.0%
3	男女共同参画に関する啓発イベント、講座の受講者数	577名／年	700名／年

2. 暴力を許さない安心してすごせる環境づくり

	指 標	実績値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
1	武雄市女性総合相談に寄せられたDV相談件数	15件	被害0を目指す
2	DV防止法(配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律)やDV、デートDV等の用語の認知度	(DV防止法) 85.2%	100%
3	DV防止・デートDV防止のための講座の受講者数	—	600名／年

3. 男女のパートナーシップが輝くまちづくり

	指 標	実績値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
1	審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	30.3%	40.0%以上
2	男性の育児休業取得を望ましいと考える人の割合	37.2%	50.0%
3	地域活動に参加している人の割合	45.7%	60%